

第3章 第2期中野区自殺対策計画の考え方

資料6

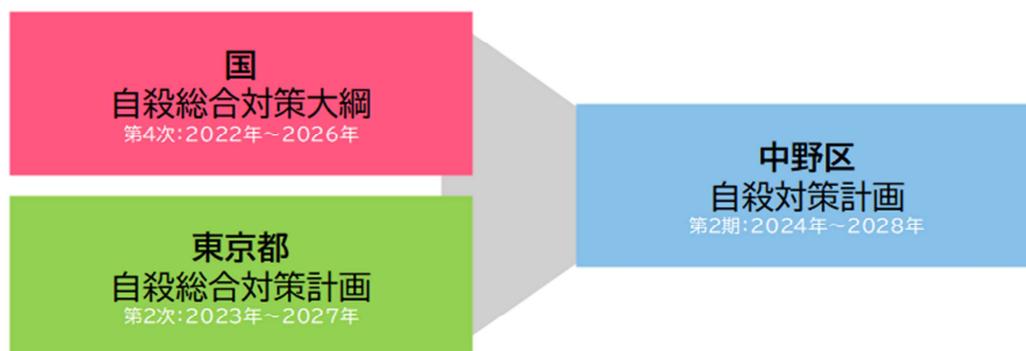
1 計画の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して

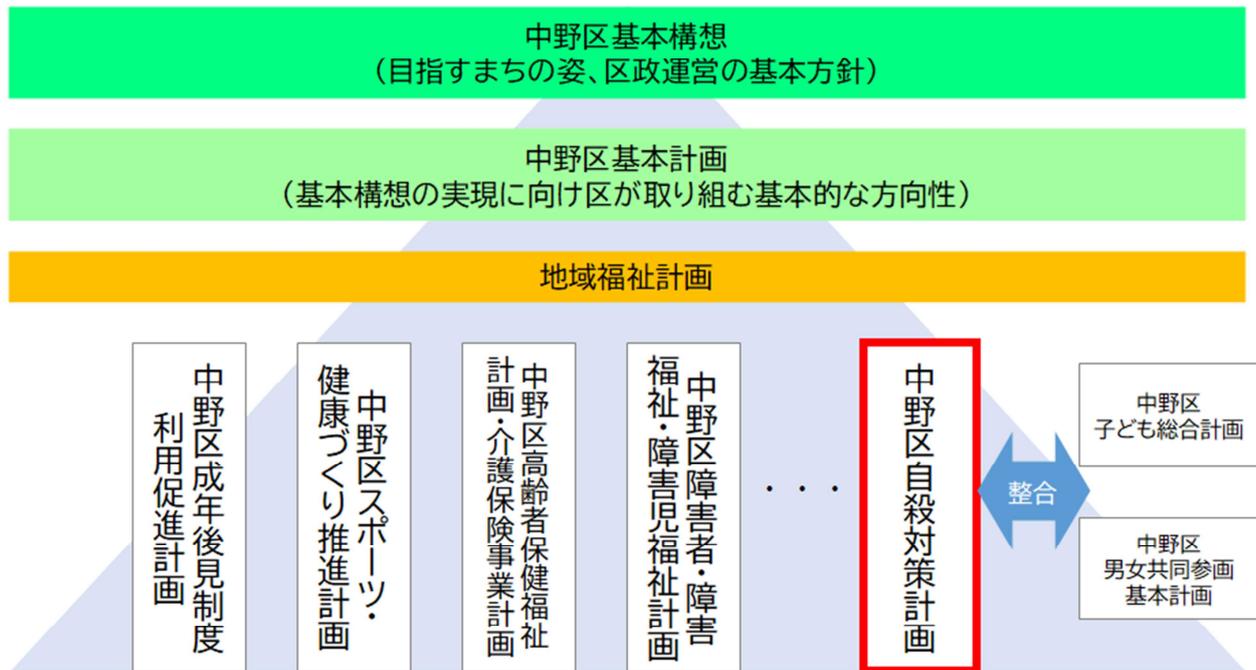
自殺は突発的な行為ではなく、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神疾患等の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立・孤独などの様々な社会的要因があるとされています。自殺を他人事ではなく、自分や自分の家族や身近な人にも関係あることとして捉え、誰もが自殺に追い込まれることがないような社会の醸成を目指し、区の取り組みを推進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の「自殺総合対策大綱」、東京都の都道府県自殺対策計画にあたる「東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン～」、および地域の実情を踏まえ、「自殺対策基本法第13条2項」に基づく、「市町村自殺対策計画」として策定されています。



また中野区においては、「中野区基本計画」を基軸に、福祉分野の上位計画となる「中野区地域福祉計画」、その下に位置する「中野区障害者・障害福祉・障害児福祉計画」「中野区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等、またそれ以外の「中野区子ども総合計画」、「中野区男女共同参画基本計画」などの自殺対策と関連する個別計画との整合性を図りながら計画を推進します。



3 計画期間

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）の5年間

本計画は「中野区自殺対策計画」の第2期計画として策定されています。前期計画から引き続いて、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）の5年間を計画期間とします。ただし、社会情勢や自殺の実態の変化、それに伴う国や東京都の対策の変化に合わせ、適宜見直しを行います。

4 計画の数値目標

指標	基準値	現状値	目標値
自殺死亡率 (人口10万人対)	平成27年 (2015年)	令和5年 (2023年)	令和8年 (2026年)
	20.5		14.4

-30%

数値（基準値・現状値）出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」
A7表（市町村・自殺日・住居地）

「大綱」で掲げられている、「令和8年（2026年）までに自殺死亡者を平成27年（2015年）と比べて30%以上減少させる」という数値目標に合わせ、中野区においても、平成27年（2015年）の自殺死亡率（10万人対）を基準値として、令和8年（2026年）までに30%以上減少させ、14.4以下とすることを目標とします。目標値達成後、計画期間である令和10年（2028年）まで引き続きの減少を目指し、国の新たな目標が示され次第、区の新たな目標を設定します。

5 中野区自殺対策計画の体系図

前計画からの自殺対策において重要な考えや取組については継続し、前計画策定時から変化した中野区の現状、令和4年10月に発表された国の新たな「自殺総合対策大綱」に盛り込まれた考えを踏まえ、以下の体系で自殺対策を推進します。

■基本理念 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して

I 区民のところに届く普及啓発

- 1 区民全体への普及啓発
- 2 精神保健福祉に関する普及啓発

II 地域の力を活かした自殺対策の実践

- 1 研修や講座を通じた理解・見守り促進
- 2 区民の力を活かした地域のサポート

III 対象者に合わせた「生きる力」を促進する支援

- 1 経済・貧困問題を抱える人の相談へのアクセス強化
- 2 若年層の特性に合わせた支援の強化
- 3 様々な年代の女性への支援の展開
- 4 子どもの多様性に合わせた支援と道徳教育
- 5 勤労者への経済的支援とメンタルヘルスケア
- 6 精神疾患を抱える人への支援の強化
- 7 性的マイノリティへの支援と理解促進
- 8 高齢者の自殺の背景に合わせた支援
- 9 残された人への支援
- 10 自殺未遂者へのサポート

IV いのち支える関係機関のネットワーク構築

- 1 区内関係機関との連携
- 2 庁内関係課との連携と計画の推進体制

6 計画の推進体制

計画に掲載されている事業を所管する関係各課が参加する(仮称)中野区自殺対策計画推進会議を設置し、評価指標の達成状況の確認、状況に合わせた事業の改善、拡充等を行うことで、計画の実効性を高めます。

